

人材投資促進税制の創設

制度調査部
齋藤 純

2005年度税制改正の個別項目

【要約】

2005年度税制改正の概要が固まり、通常国会での法案提出に向けて作業が進められている。

2005年度税制改正では、法人税において、企業が従業員の教育訓練費として支出した金額に基づき税額控除を認める「人材投資(教育訓練)促進税制」が創設される予定となっている。

基本的には、教育訓練費の前年度からの増加額を対象に一定割合の税額控除を認める仕組みとされており、最大で法人税額の1割が軽減される。2005年4月以降に開始する事業年度から適用される予定である。

2004年12月15日、与党税制協議会が「平成17年度税制改正大綱」(以下、大綱)を発表したことで、2005年度税制改正の概要が固まった。通常国会に改正法案が提出され、例年通り審議が進めば、3月末にも改正内容が確定する。

大綱における主な改正点及び改正が見送られた点としては、以下のような項目がある。

《2005年度与党税制改正大綱のポイント》

- 定率減税の縮減
- タンス株の特定口座への預入れに関する新制度の創設
- 特定口座内の倒産企業株式に係る滅失損のみなし譲渡損化
- 金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税)
- エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2課税)の廃止
- 債務免除益に対する課税の特例
- 人材投資(教育訓練)促進税制の創設
- 非居住者・外国法人の投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化
- 住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加
- 退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長
- 大幅な株式分割及びくり直しに伴う印紙税の特例の延長
- 約束手形CPの印紙税に係る軽減措置の廃止

[見送られた項目]

- 金融所得課税の一体化の推進
- 環境税の導入
- 酒税の抜本的見直し
- 自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の1.2倍 1.5倍)

本稿では、上記の改正項目のうち、法人税に新たに創設される「人材投資(教育訓練)促進税制の創設」を取り上げて解説する。

人材投資促進税制の仕組み

新たに創設される「人材投資(教育訓練)促進税制」では、企業が支出する教育訓練費に応じて、最大で法人税額の10%の控除が認められる。控除額の計算は、一般法人が適用を受ける場合と中小企業者等が適用を受ける場合とで、計算方法が異なる。

(1) 一般法人が適用を受ける場合の計算方法

人材投資促進税制では、基本的に、次の から の金額を控除した残額(教育訓練費の増加額)を対象に、税額控除が認められる。

当期に損金算入される教育訓練費の額
直前2年以内に開始した各事業年度に損金算入された教育訓練費の平均額

控除税額は、(-)の金額に対して25%相当額(法人税額の10%相当額が上限)とされている。

(2) 中小企業者等が適用を受ける場合の計算方法

中小企業者等¹に対しては、上記(1)の計算方法に代えて、当期に損金算入される教育訓練費の「総額」を対象とする税額控除の適用も認められる。

教育訓練費の「総額」を対象とする方式では、教育訓練費増加率が40%以上か40%未満かにより、控除率が異なる仕組みとされている。教育訓練費増加率とは、直近2事業年度に損金算入された教育訓練費の平均額からの増加率のことであり、次の算式により計算する。

$$\text{教育訓練費増加率} = \frac{\text{当期に損金算入される教育訓練費の額} - \text{直前2年以内に開始した各事業年度において損金算入された教育訓練費の平均額}}{\text{直前2年以内に開始した各事業年度において損金算入された教育訓練費の平均額}}$$

控除税額は、上式で計算した教育訓練費増加率に応じて、図表1のように設定されている。つまり、中小企業者等に対する特例の適用を受ける場合、最高で当期に損金算入した教育訓練費の20%(法人税額の10%相当額が上限)の税額控除が認められるわけである。

図表1 中小企業者等に対する控除税額

教育訓練費増加率	控除税額
40%以上	当期に損金算入される教育訓練費 × 20%
40%未満	当期に損金算入される教育訓練費 × 教育訓練費増加率 × 0.5

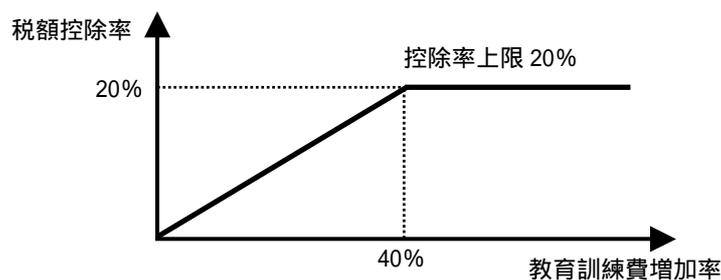
なお、中小企業者等に対しては、法人住民税においても人材投資促進税制が創設される予定である(3年間の時限措置)。

¹ 税制改正大綱では、「中小企業者等」の定義は明らかにされていない。ちなみに、既存制度である「試験研究費の税額控除」における「中小企業者等」とは、資本(又は出資)の金額が1億円以下の法人(以下の 及び を除く)、又は、資本(又は出資)を有しない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の法人とされている。

発行済株式総数(又は出資金額)の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人

発行済株式総数(又は出資金額)の2/3以上が大規模法人に所有されている法人

図表 2 教育訓練費の「総額」を対象とする税額控除における控除率のイメージ



「教育訓練費」の範囲

人材投資促進税制の対象となる費用については、大綱では「教育訓練費」とされているだけで、その定義までは明らかにされていない。

恐らく、「教育訓練費」の範囲については、今後、政省令等で規定されることとなるものと思われる。以下では、経済産業省の資料²に記載されている人材投資促進税制の対象となる費用の具体例を、参考までに紹介する。

図表 3 人材投資促進税制の対象とならと思われる費用の例

講師・指導員等経費	社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
教材費	研修用の教材・プログラムの購入料等
外部施設使用料	研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
研修参加費	企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
研修委託費	講師、教材等を含め研修全体を外部教育機関へ委託する場合の費用

(出所)経済産業省「平成 17 年度税制改正について」

適用時期

人材投資促進税制は、2005 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用され、3 年間の時限措置とされている。

² 経済産業省「平成 17 年度税制改正について」。経済産業省では、2005 年度税制改正において、人材投資促進税制の創設を要望していた。